

死亡事故が^{ほぼ}倍増!!

～浜松労働基準監督署管内で既に5名の方が亡くなっています～

令和3年1月から10月までの間に、浜松労働基準監督署管内（浜松市、湖西市）において5件の死亡災害が発生しています。

これは昨年同時期の約1.7倍であり、非常に憂慮すべき状況です。

災害自体は基本的な防止対策を講じていけば防止できたと思われる災害が多いため、今一度事業場の状況（作業方法も含む）を点検し、不安全箇所や不安全行動をなくすよう災害防止活動の徹底をお願いします。



失った命は戻りません。
起こってからでは遅い
のです。

【令和3年に発生した死亡災害事例（浜松労働基準監督署管内）】

発生月 発生地	業種	起因物 事故の型	年齢	発生状況
1月 浜松市	製造業	その他の動力機械 はさまれ、 巻き込まれ	40代	機械のエラーが発生したため、自動加工機械を手動に切り替えて機械内部に入り、機械上部の扉を開けて顔を出していたところ、当該機械上部に設置されたローダー（製品運搬用の機械）に頭部を挟まれた。
2月 浜松市	建設業	トラック 墜落、転落	70代	個人住宅解体現場で、トラックの荷台に積まれた解体後の木材の上に立ち、均し作業をしていた労働者が約1.7m下の地面に墜落した。
6月 浜松市	畜産業	屋根等 墜落、転落	70代	平屋の屋根上で屋根の洗浄作業を行っていた際、屋根の端部から約2.5m下の地面に墜落した。
9月 浜松市	建設業	開口部 墜落、転落	60代	コンクリート造2階建ての建屋解体作業中にベランダで作業していた労働者が、手すりを取り外された開口部から約3.8m下の地面に墜落した。
10月 浜松市	建設業	クレーン 分類不能	30代	新築工事で使用していたジブクレーンの解体作業において、ジブをワイヤーで固定し、起伏ワイヤーを緩めてジブ上で作業中、固定ワイヤーが破断してジブが下降し、緩んでいた起伏ワイヤーが瞬時に緊張した状態となった。 その際起伏ワイヤーに墜落制止用器具のフックを掛けていた被災者が緊張した起伏ワイヤーとともに上方へ跳ね上げられ、宙ぶりの状態となった。



◎作業を行う前に危険性の有無を検討していますか？

リスクアセスメント等により危険有害性の調査を行い、必要な対策を講じるとともにその結果を関係労働者に周知しましょう。

同じような作業でも作業場所や使用する設備が変われば危険性も変わるので注意しましょう。

また、非定常作業時の危険性にも目を向け、イレギュラーな状況が発生した際には機械を停止し、作業を中断した上で責任者の指示を仰ぐよう労働者に周知徹底しましょう。

◎墜落防止措置は十分ですか？

高さ2m以上の高所作業では手すり等を設置し墜落を防止することが大原則です。また、高さが2m未満であっても墜落により死亡に至ることがあります。必要に応じ墜落制止用器具の使用や適切な作業床を有した設備を使用させましょう。

転倒は墜落につながるため、平坦で整理整頓された作業床上で作業させましょう。

◎作業計画は策定していますか？計画が変更されていませんか？

法令上必要な場合はもちろんですが、作業を行う前には関係者を交えて作業の計画を立てた上で作業計画通りに作業させましょう。

万一、作業計画に変更があった場合にも作業者任せにするのではなく、変更時の対応を協議できる体制をつくり、危険な作業方法をとることのないようにしましょう。

◎事業場内の巡視は本来の趣旨に沿ったものとなっていますか？

安全担当者による職場巡視は安全を担保する重要な取り組みです。

一方、巡視の際、作業場所全体を見ていない、危険個所があるにもかかわらず見過ごしている等の状況がみられますので、実施方法や実施者の選定等について今一度検討し、適切な実施に努めましょう。